

宇治市障害者等移動支援事業 「利用マニュアル」(R6.4.1)

宇治市障害者等移動支援事業 事業概要

1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加及び通学支援を促すことを目的に事業を実施します。

2 実施内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について、移動を支援します。

3 実施方法

申請により利用者証を交付された方が、宇治市の登録事業者と契約し、利用上限時間の範囲で、個別支援はヘルパー1人につき利用者1人、グループ支援はヘルパー1人につき利用者2人での支援が受けられます。

4 利用対象者

外出時に移動の支援が必要な人(次の)が対象です。

車いすを常用されている肢体障害児・者(電動車いすを含む)

知的障害児・者

精神障害児・者

グループ支援は、 の対象者に対して、支援が安全に行える範囲(障害の状態や行先等を考慮)で利用できます。

5 利用者負担

利用者証に記載された負担率により自己負担をしていただきます。グループ支援は個別支援の7割の負担になります。

6 移動支援事業を利用できる場合、できない場合...別紙1、別紙2参照

< 次のような場合は、利用できません >

- 通勤には利用できません。
- 個別支援はヘルパー1人で利用者1人、グループ支援はヘルパー1人で利用者2人の支援を行います。人数を超えての支援はできません。
- 原則、車での移動はできません。
ヘルパーが運転する車での移動はできません。(運転手と別にヘルパーが同乗であれば可)
基本的に乗り物は「電車、タクシー、路線バス」など、公共交通機関をご利用ください。
- 送迎目的の利用はできません。
送迎サービスがある通所事業所の場合は、移動支援ではなく、送迎サービスを利用してください。(別紙2を参照)
- 定期的な通院には利用できません。
- 宿泊を伴う利用はできません。 行き帰りのみの利用は可能です。(別紙1 Q7・8参照)
- 「重度訪問介護(移動介護)」「行動援護」「同行援護」のサービスが優先です。
- 他のサービスと時間帯が重なる利用はできません。